

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

4 労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘の課題別通年共闘である時短共闘は、八〇年一〇月末に全国総会を開催して、国際的批判が集中している労働時間短縮、週休二日制実現、労働者生活の質の向上を労働運動の中心課題として位置づけてたたかいを組織することを確認した。とくに金融、公務部門の週休二日制を先行させ、労働四団体で合意している労働時間法制の改善、産業別統一闘争による労使協定、劣悪な水準にある中小企業を対象とした地域時短共闘の強化などを重視し、生涯労働時間の観点をくわえて、とりくむこととした。

各種実態調査とその集約

すでに各単産は、交代制労働であると常日勤であるとを問わず、この数年間に多くの精密な健康実態調査をおこなっている。時短共闘もまた一九七五年には全産業規模の健康実態調査をおこなっているが、これをふくめて当面、交替制労働の有害性について、全産業にわたる交替制労働の実態調査をまとめ、さらに各単産のおこなってきた健康・生活実態調査をも収集して、『交替制労働の健康と生活の実態』をとりまとめた。

これにひきつづいて、労働と健康・生活にかんし、新しい調査を全産業的におこない、八一年六月、中間報告書のとりまとめをおこなった。

中央労働基準審議会の状況と労基法第四〇条にもとづく特例の廃止

ところで、中央労働基準審議会では、すでに労働側全員が連名による基準法改正要求の建議を、一九七六年と一九八〇年二月の二回にわたっておこない、労働時間の改善と法改正の早期実施を強く主張してきた。その結果が、労働時間対策推進についての「中央労働基準審議会建議（一九七七年十一月）」、「労働事務次官通達（一九七八年五月二五日）」、「労働基準局長通達（一九七八年六月二三日）」、「週休二日制等労働時間対策推進計画（一九八〇年一二月二二日）」、「労働基準法第四〇条にもとづく特例の廃止（一九八一年二月六日）」という成果となって現れた。

労基法第四〇条にもとづく特例業種は第三次産業のサービス部門がもっとも多く、施行規則第二十七条適用労働者数は一六〇万事業所、九三〇万人に及んでいる。特例の廃止は一九八一年四月一日から開始し、全面廃止は一九八五年四月一日以降であり、この間業種規模別に段階的に実施されるというものとなっているが、一～九人規模の小零細企業をふくめて、週四〇時間労働の実現にむけて、行政の具体的ステップがふみだされたことになる。その点での意義は大きい。

公務員の四週五休制実現

公務員の週休二日制(四週五休制)は、一九八〇年一月二七日に給与法国会成立によって実施が決定し、八一年四月四日の土曜日より交替制による週休二日制としてスタートした。

公務員共闘会議は、八一春闘要求の重点課題に週休二日制の早期実施と労働時間の短縮をかけた対政府交渉をおこなった結果、四月二二日の人事院総裁交渉で、週休二日制実施について、「(1)公務員週休二日制度の定着状況と民間における実施状況調査を勘案しながら前向きの検討をすすめる。(2)四週五休制の実施については、なるべく速やかに基本型に近づけるよう人事院として指導する」との回答を得た。

銀行法一八条(新一五条)の改正、金融機関の週休二日制実施の明確化

銀行法改正案は、八一年四月二四日衆議院本会議に提案され、ただちに大蔵委員会に付託され、連休明けの五月六日より実質審議が開始された。時短共闘、土休共闘は、政府提出原案の銀行法第一五条(旧銀行法第一八条)が「銀行の休日は日曜日その他政令で定める日に限る」となっており、大蔵省当局は金融機関の週休二日制に従来から消極的な態度をとりつづけていた、このため「銀行の休日は日曜、土曜日その他政令……」に修正するように各政党にはたらきかけ、労働四団体も、同趣旨の申し入れをおこない、大衆行動も数度にわたって組織してきた。だが自民党「安定多数」の院内情勢のために、修正提案にいたらず、五月一三日の衆議院大蔵委員会決定の際に、全党一致の付帯決議がなされて衆議院に送付され、本会議で五月一五日に可決された。これについて、参議院では五月二日に大蔵委員会で可決、二五日の本会議で可決成立した。

週休二日制については、新法の第一五条で「銀行の休日は、日曜日、その他政令で定める日」となった。なお参議院では、金融機関の週休二日制の早期実施をはかるとの附帯決議がおこなわれた。また、衆・参大蔵委員会において、「銀行の週休二日制実施の準備をふくめた具体的内容」について文章による確認がおこなわれている。

八一年春闘における時短闘争

八〇年秋闘から八一年春闘にかけての時短要求は、各単産、県共闘ともに時短共闘が重点課題として設定した、(1)年間労働時間二〇〇〇時間以下、(2)完全週休二日制の実現、(3)時間外労働の規制、三六協定の適正化、時間労働割増率の改善、(4)年次有給休暇の拡大、完全取得と計画的連続取得、(5)夏季休暇の設定と最低一〇日間連続取得、(6)交替制労働の改善の六課題に要求が集中してとりくまれた。その結果、電機労連の八一組合が夏季連休獲得、全電線などいくつかの単産での二〇〇〇時間到達、年間休日増があり、八県が地域時短共闘を設置したのをはじめ、時短・週休二日制の対県、経営者団体、基準局交渉などをおこなったが、時短闘争での成果は全体としては不十分であり、各単産、地域共闘のとりくみも、必ずしも前進をみたとはいえない。

成果について、概況は以下のとおりである。

(単産状況)

- ・電機労連……(1)夏季連続休暇取得八一組合(三日～一三日)
(2)時短要求獲得二二組合(休日三日増など)
- ・全電線……三〇組合が年間二〇〇〇時間前後獲得
- ・全造船機械……七組合時短獲得
- ・全国金属……八〇秋闘、八一春闘あわせて二〇三組合が時短獲得(年休一二日増など)
- ・合化労連……時短獲得六組合(年間労働一八一三時間など)
- ・全国セメント……時短獲得九組合(年間労働一八九一時間など)
- ・新聞労連……時短獲得六組合(週休二日制など)
- ・全印総連……時短獲得一六組合(土休六日増など)
- ・私鉄総連……時短獲得七組合(冬期公休三日など)
- ・全港湾……全国港湾・六大港で夏期休暇
- ・全林野……傘下六〇%の労働者が年間一三日間の全国一斉閉庁実施

(県共闘)

・八一春闘までに地方時短共闘または対策委員会を設置したのは以下の一〇県である。

青森、岩手、東京、長野、三重、大阪、愛媛、高知、鹿児島

・県共闘として、対県交渉、自治体交渉、基準局交渉、経営者団体交渉などをおこなって、なんらかの回答を得たのはつぎの二〇県である。

青森、秋田、岩手、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、鳥取、岡山、山口、広島、高知、沖縄

【参考資料】

(1)総評第六一回定期大会運動方針、第六三回定期大会各局報告書、同盟第一七回全国大会運動方針、(2)国民春闘共闘『国民春闘情報』、総評教宣局『労働ニュース』、同盟機関紙『同盟新聞』、統一労組懇機関紙『統一労組懇』、(3)、電機労連第二九回大会関係資料、(4)食品労連『食品労連時報』一一四号、全造船機械機関紙『全造船機械』、合化労連機関紙『合成化学』、紙パ労連機関紙『紙パ労連』、私鉄総連機関紙『私鉄新聞』、建設一般全日自労機関紙『じかたび』、(6)日本労働協会編『労働運動白書』(昭和五六年版)、日本労働協会『週刊労働ニュース』

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
